

Child care support 子育てに悩む お母さんたちをサポート

市民協働事業補助金を活用し
「かわにし@まちの保健室」を開設
<https://kawanishimatinohokensitu2018.jimdofree.com/>



Medical * コンシェルジュ 自然療法士 乾 雅美さん

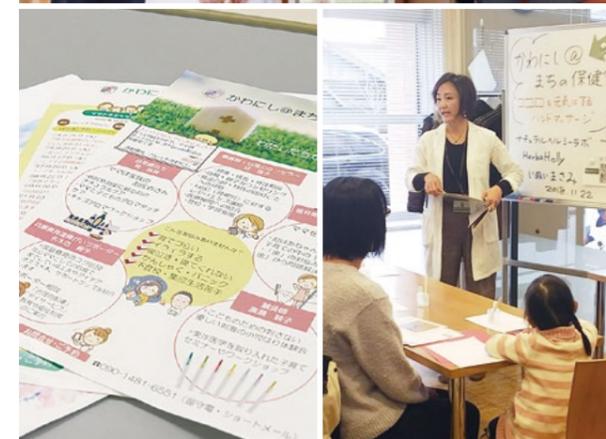
育児の悩みを相談する場

育児で抱えている悩みは人によって違いますよね。近年は、発達障がいの子どもの育児で悩んでいる母親も増えていくと聞きます。
自分の子どもに障がいがあることを認められない人や、障がいのことを他人に知られたくなくて相談できない人もいます。そうすると、家に引きこもってしまう人もいます。

心身ともに疲れきっているお母さんのために、何ができるんだろうと考えました。川西女性起業塾の1期生で、医療などの知識を持ったメンバーが集まり、「Medical * コンシェルジュ」を立ち上げ、市民活動センターを中心に「かわにし@まちの保健室」を開いています。

気軽なカフェ方式で実施

お母さんたちに気軽に来てほしいと思い、カフェ方式で行っています。うまくいかなかったことやつらかったこと、自身の生い立ちについて話す気持ちの整理がつき、育児のヒントになることもあります。話をするだけでも、気持ちがあがります。私たちがお役に立てること



は育児に関することだけではありません。夜に眠れないとか、頭や腰などが痛い、物忘れが多くなったなどの加齢による悩みを持った人の相談も受け付けています。
医療などの専門知識を持ったメンバーだからこそ、アドバイスできることもあるんです。状況がこじれてしまう前に、役立つ情報を得ることで、健康になつてもらいたいと考えています。病院を紹介することもできますよ。
育児向けやシニア向けのセミナーを、毎月1回行っています。育児以外にも健康のことで悩んでいる人は、一度来てみてほしいですね。



豚肉とナスの煮物

子ども向けの優しい味

食と育つ

保健センター
☎(758)4721

レシピ 学校給食栄養担当者会

- 材料 4人分
- 豚肉(ももスライス) 60g
- ナス 中4本
- ニンジン 30g
- ショウガ 少々
- サラダ油 小さじ1弱
- 片栗粉 小さじ1
- 【調味料】濃口しょうゆ(大さじ1弱)、みりん(小さじ2分の1)、砂糖(小さじ2)
- 熱量(おとな1人分): 63.5kcal、塩分: 0.5g

- 作り方
- ①ナスはヘタを取り除いて一口大に切り、水にさらしてあく抜きをする。ニンジンは千切りに、ショウガはみじん切りにする。豚肉は一口大に切っておく。
- ②フライパンにサラダ油を入れ、中火で豚肉とショウガを炒める。豚肉に火が通ったらニンジンと調味料を加えて煮る。ニンジンが柔らかくなったら、ナスを加えて煮る。
- ③倍量の水でといた片栗粉を全体に回し入れ、煮からめる。

生きる

人権推進課
☎(740)1150

学校での同和教育で尽きない悩み

子どもに正しい認識を持ってもらうには
外部の活動からヒントを得る

同和教育の中で、総合センターは教師の学習会を担当していました。解放学級指導3校(川西中学校、桜が丘小学校、川西北小学校)には同和教育担当教員が加配により配属されていました。その3校の取り組み報告の学習会を行い、関係する学校が参加していました。

また、市内小・中学校の同和教育担当教員からなる解放学級懇談会では、学期ごとに総合センターに集まり、各校の取り組みについて発表をしていました。多くは同和教育を行っていく上で困っていることを話し合い、情報交換をする場となっていたのが現実です。

子どもが同和教育について正しい認識を持つようには子どもの生活を注意深く観察し、なぜそのような行動をとるのかなど課題を突き詰めながら、改善していく必要があります。どの教員も、悩みながら真剣に取り組んでいました。

当時、大阪府下の一部では解放運動が進んでいて、同和教育が熱心に行われていました。教職員同士の交流をきっかけに、その市へ研修に行っていたこともあります。川西でも自主学习グループの「解放教育を語る会」が活動し、各学習会などでメンバーは指導的な役割を果たしていました。

私も、教員と共に取り組もうと、関西で行われる解放教育研究会に参加。先進的な活動を目にすることで理解を深め、日々の取り組みに生かそうと必死でした。

自分たちだけでなく、外部の活動からヒントを得る中で、学校現場での同和教育に対する理解が年々深まっていったと感じています。

(緑台小学校区人権啓発推進委員会委員長 矢野端)

消費生活センターだより

消費生活センター
☎(740)1167

保険金を狙った業者にご用心

「地震保険金の手続きサポート」に注意
契約はよく考えて慎重に

事例1 突然業者が来て「この地域が大阪府北部地震の被災地指定を受けた。昨年の地震で被害のあった住宅には、加入している地震保険から保険金が出る。被害があるかどうか、見させてください」と言われた。業者から「外壁にひびが数カ所入っているから、保険金を請求しましょう。サポートするので、保険金が出たら35%の手数料をいただきます」と説明された。手数料の意味が分からず、ひびが地震で入ったものか定かではないと思い「必要ならこちらから連絡する」と言って帰ってもらった。不審だ。(70歳代 女性)

事例2 一人暮らしで高齢の父の自宅に「保険会社から保険金30万円が支払われたので、手数料の35%(10万5,000円)を振り込んでください」という請求書が届いているのが分かった。父に聞くと「若い男性が来て『地震保険が出る。保険金が出たら35%を払ってほしい』と言われ、書類にサインした」と言う。銀行口座を確認すると保険会社から30万円振り込まれている。どうしたらいいか。(60歳代 男性)

自然災害による住宅修理について保険金が支払われるかどうかは、契約している保険の内容や実際の損害の有無、損害発生の原因によります。「保険金が使えます」と勧誘された場合、まずは自身で加入している保険会社に相談するようにしましょう。事例のような業者と契約して手数料を払うと、残った保険金だけで住宅修理ができない場合もあります。訪問販売や電話勧誘販売での契約はクーリング・オフができる場合があります。不安に思ったり困ったりした時は消費生活センターへ相談ください。